

交野市における小中連携・一貫 教育について

次期学習指導要領を見据えた
小・中をつなぐ取組み

教育委員会

各地で小・中をつなぐ取組みが進められてきた背景

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(平成26年12月22日中央教育審議会答申)より抜粋

- ・近年の教育内容の量的・質的充実への対応
- ・児童生徒の発達の早期化等に関わる現象
- ・中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、「中1ギャップ」への対応※

※【主な小・中学校段階間の差異】

- ① 授業形態の違い(小学校:学級担任制／中学校:教科担任制)
- ② 指導方法の違い(小学校:丁寧なきめ細かく指導、比較的活動型の学習が多い／中学校:小学校に比べてスピードが速い、講義形式の学習が多い)
- ③ 評価方法の違い(小学校:単元テスト中心、関心・意欲・態度が重視される傾向／中学校:定期考査中心、知識・技能が重視される傾向)
- ④ 生徒指導の手法の違い(中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり、小学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向)
- ⑤ 部活動の有無(中学校から部活動が始まり、放課後のみならず休日の活動を行う機会も増えるなど、子供の生活が劇的に変化すること)

小中連携教育:小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

小中一貫教育:小中連携教育のうち、小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

交野市における27年度末までの小・中をつなぐ主な取組み

	教職員間	授業交流・児童の授業体験	児童・生徒間	地域や保護者に対して
一中 校区	<ul style="list-style-type: none"> ・校区合同研修(教職員をいくつかのグループに分けて分掌やテーマ別に)実施 ・小中の交流参観 ・小中の授業参観 ・定期的に、校区校長会、校区小中連携担当者会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の教員(こども支援コーディネーター)が校区の小学校で授業 ・中学校英語教員が、小学校で授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・交小・長小合同挨拶運動 ・「交野小フェスタ」「長小つ子まつり」に出身中学生がボランティアとして参加 ・校区小学校合同で地域清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・一中の「道徳だより」を校区の小学校へ配付 ・中学校で使用する「学習の手引き」を、中学校教員が校区6年生に配布して説明。 ・中学校区カレンダーの作成
二中 校区	<ul style="list-style-type: none"> ・校区公開授業、その後、教職員が4つの分科会(生徒指導、学習指導、支援教育、学校行事)に分かれて交流 ・校区合同研修 ・校区小中学校、教科学習、生徒指導、支援教育、児童会生徒会活動の分科会を4月当初につくり、その各校代表により定期的な会合をもったうえで、夏季休業中に分科会ごとに、発表会・討論会を実施 ・校区教職員バレーボール大会の実施 ・定期に校区校長会、教頭会、養護教諭会、小中連携担当者会、事務職員会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前授業(中学校教員が小学校に向き6年生に授業、平成26年度まで) ・平成27年度まで、中学校英語教員が小学校で授業 ・中学校の教室で、校区小学校6年生が中学校教員の授業を受ける ・授業を「かたのスタンダード」により行うことを校区で統一 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区小学生が、中学生の合唱祭練習見学 ・小学6年生の中学校クラブ見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校で使用する「学習の手引き」を小学校6年生の参観・懇談で配布、中学校教員が説明。 ・中学校区カレンダーの作成
三中 校区	<ul style="list-style-type: none"> ・校区合同研修 ・定期に校区校長会の実施 ・道徳で授業公開と講演会を行い、教職員の交流 ・道徳の教科化に向けて校区で交流 ・英語・外国語活動のモデル校区として校区で実践、研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年生による中学校体験学習 ・中学校英語教員が、小学校で授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年生の学校見学 ・小学6年生の中学校クラブ見学 ・校区の小小連携(6年生交流)、28年度からは5年生の交流 ・合同あいさつ運動(星小・旭小・三中) ・小中一緒に運動会で活動 ・三中フェスティバルに、校区小学校のクラブが発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・三中校区公開講座の実施(保護者対象) ・中学校で作成した「学習の手引き」を、6年生に第三中学校の生徒指導主事が説明 ・学校司書の活用を、校区で研究
四中 校区	<ul style="list-style-type: none"> ・校区合同研修 ・校区教職員間の授業参観 ・校区教職員の懇親会を実施 ・定期的に、校区校長会、校区小・中養護教諭部会、校区小・中学校支援学級担当者会議、小中連携担当教員連絡会議の実施 ・事務連携推進委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の教員(こども支援コーディネーター)が校区の小学校で授業 ・中学校英語教員が、小学校で授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学6年生の中学校クラブ見学 ・生徒会・児童会交流(合同スマホアンケートの実施) ・合同あいさつ運動(岩小・四中) ・合同清掃活動(私小・四中) ・合同老人ホーム訪問(藤小・四中) ・校区の小小連携(6年生交流) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校1年生から中学校3年生までの「家庭学習の手引き」を校区で統一して作成 ・中学校区カレンダーの作成

構造改革特区制度を活用し、特別の教育課程を編成するなど、各地で多様な小中一貫教育が実施される

地域の小学校、中学校には、それぞれに校長がいる



子どもたちは、小学校の校舎で6年間、中学校の校舎で3年間過ごす



小学校、中学校が同じ建物、同じ敷地内にある



「連携型」

小中の施設等が独立しながらも、教職員と地域の密接な連携により、小中一貫教育を実施

例

- ・長良川学園(岐阜市立長良中学校、長良西小学校)
- ・寝屋川市立各小・中学校



「施設併用型」

小中の施設等が独立しながらも、6年生から中学生と同一校舎で学ぶなど、柔軟に相互の校舎を活用し、小中一貫教育を実施



- ・京都市立御池中学校、高倉小学校、御所南小学校
- ・京都市立東山泉小中学校



「施設一体型」

小中の校舎等が同一施設、同一敷地内にあることを活用して、小中一貫教育を実施

- ・とどろみの森学園(箕面市立止々呂美小・中学校)
- ・彩都の丘学園(箕面市立彩都の丘小・中学校)

例にあげている学校は、市の教職員や市教委事務局が見学に行ったことのある学校です

平成28年4月から、小学校や中学校に加えて、義務教育9年間を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定された(改正学校教育法)

◎法令改正により、設置者の判断で、「義務教育学校」や「小中一貫型小学校・中学校」の設置が可能になるなど、小中一貫教育の制度化が図られた。

小中一貫教育の制度化の概要

教育課程の特例を用いて小中一貫教育を行う学校の2つの類型

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
修業年限	・9年(ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小学校・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(義務教育学校と同じ)
教育課程の特例	・一貫教育に必要な 独自教科 の設定 ・ 指導内容の入替え・移行	・一貫教育に必要な 独自教科 の設定 ・ 指導内容の入替え・移行
組織	・一人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中両免許状を併有(当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ免許状の併有を促進)	・学校ごとに校長、学校ごとに教職員組織 ・小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる ・教員は各学校種に対応した免許を保有
設置規模	・18学級以上27学級以下	・小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下
設置手続き	・市町村の条例	・市町村教育委員会の規則等
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能	・施設の一体・分離を問わず設置可能

小・中学校の連携から「交野の小中一貫教育」へ

- ・小学校と中学校間では、自らの意見を伝える、各自が意見を伝え合い話し合うといった、「めざす子ども像の実現」に向け、共同して指導の在り方の研究と実践を行い、連携を一層深めます。これらにより、就学前から義務教育終了までの「学びの連続性」を保障する教育を充実させます。（「交野市教育大綱」より）
- ・9年間を見通した指導の一貫性や系統性を図り、授業研究や指導方法の工夫改善を図るための体制づくりをすすめています。（「交野市学校教育ビジョン」より）
- ・教科等間の横のつながりとともに、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」や「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、初等中等教育の出口のところで身に付けておくべき力を明確にしなが、幼・小・中・高の教育を、縦のつながりの見通しを持って系統的に組織していくことも重要である。（中央教育審議会 教育課程企画特別部会 論点整理 より）

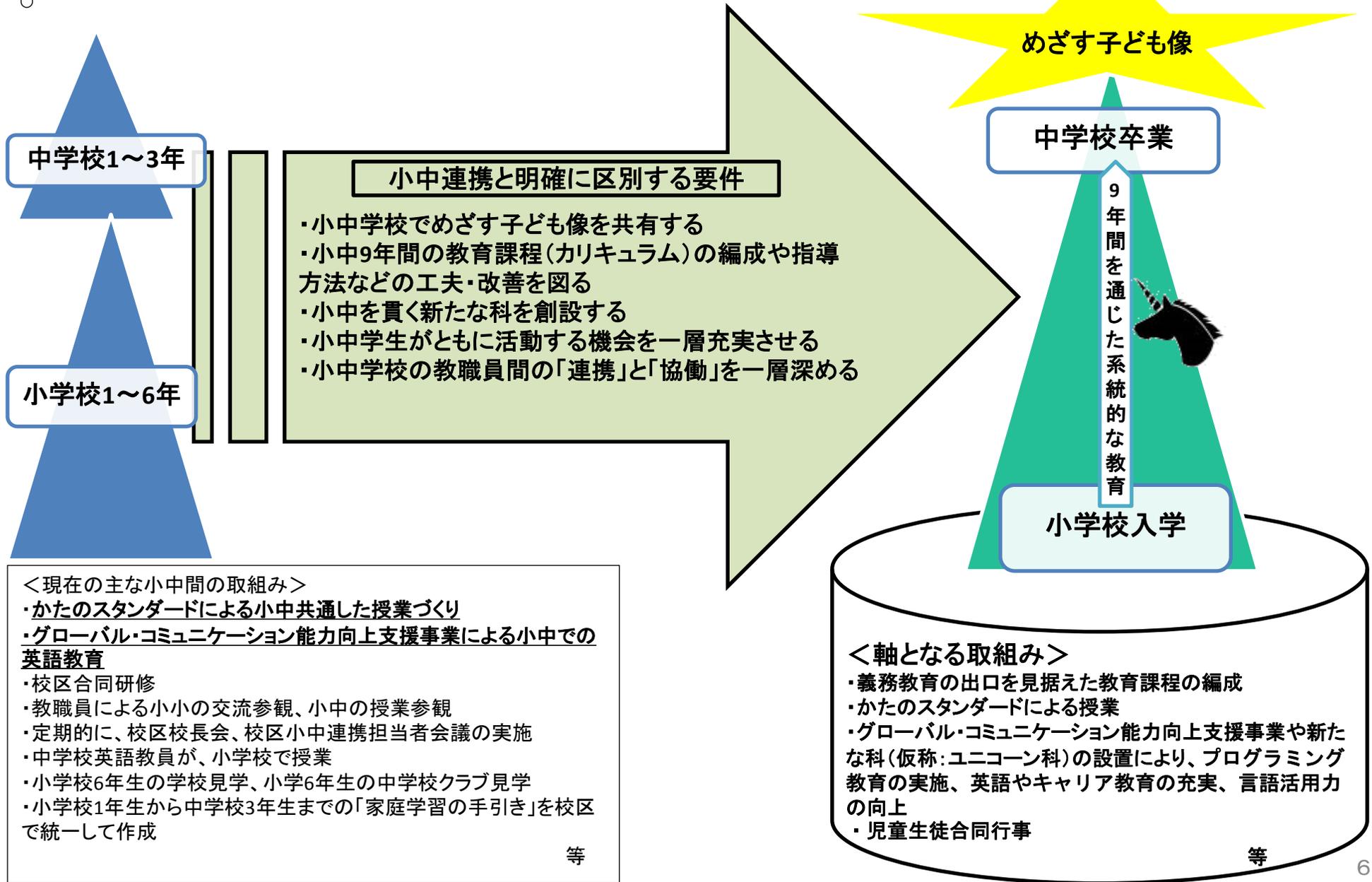
また、関根郁夫埼玉県教育長はH28.8.15日本経済新聞で「次期指導要領の根幹は『生きる力』の保障であり、主題となるのは義務教育の9年間や高等学校の3年間などで「何ができるようになるか」を明確にするカリキュラム・マネジメント」

- ・「中1ギャップ」解消等を目的化するのではなく、小中一貫教育により義務教育の質を変える
- ・小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校だけではなく、現行の枠組み内でも「小中一貫教育」の取組みは必要

「一貫教育の実質を適切に担保する観点から一定の要件」は必要となる

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（平成26年12月22日中央教育審議会答申）

「交野の小中一貫教育」のイメージ



中央教育審議会における小中一貫教育に関する意見

市区町村内における小中一貫教育の進め方にも段階があり、直ちに全域実施とはいかない。まずパイロット地域で先行実施し、そこでメリット・デメリットを整理して次のステップへ移っていくこととなるが、そこでの意志決定がその後の全域展開への帰趨を決するので、どのようにして全域展開に持って行くかの勘所が分かるような好事例の情報提供が重要。

小中一貫教育の制度化にあたっては、単に教員を兼務発令して頑張れというだけではなく、小中一貫コーディネーターのようなものを別途設けていくことが重要。

中学校や小学校の先生が他校種に乗り入れ授業を行っても、定数上の措置がないと、それは既存業務にプラスアルファになってしまう。

小中一貫教育をまとめる校長は一人であるのが望ましいが、実際にはマンパワーを確保する観点から小中一貫校でも校長2人を置かざるを得ない場合がある。

学校設置者である市町村が小中一貫教育に取り組んでいると言っても実態上の話であって、法制上は小学校と中学校に過ぎず、人事権を行使している都道府県が適切な人事を行わないと、小中一貫の理念を浸透・継続させるのは難しい。



交野市小中一貫学園構想事業(案)



事業の2つの柱

- ・小中一貫教育支援員（教員免許所有、週37.5時間）をモデル中学校区へ配置
- ・ユニコーン・アドバイザー（仮称）と補助員を活用し全中学校区に新たな科の創設

小中一貫教育支援員(非常勤嘱託員)雇用



ユニコーン科(仮称)の創設

◎総合的な学習の時間を活用した新たな科

・グローバル・コミュニケーション能力向上支援事業
(平成28年度より)



・ユニコーン補助員の派遣で小学校3年生から中学校2年生までを繋ぐ新たな活動(平成30年度より)

差別化、差異化

交野の小中
一貫教育

住みたいまち、住み続けたいまち

交野市小中一貫学園構想事業 実施要綱（案）

（目的）

第1条 交野市小中一貫学園構想事業（以下「事業」という。）は、「交野市教育大綱」の理念である『教育百年の森』の実現 ～生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成～」をめざし、「交野市学校教育ビジョン」に掲げた「情（こころ）の育み、変化する力・変化に対応する力の育成 ～チャレンジ・自立・自律～」を実現するため、義務教育9年間を見通した継続的かつ一貫性のある教育を推進する手段としての小中一貫教育を研究することを目的として実施する。

（事業の範囲）

第2条 交野市教育委員会は、事業実施のモデル中学校区を決定し、教育委員会が示す事項の実施または学校における課題解決に向けた当該中学校区の取組みを支援するとともに、交野市立小・中学校の校長（以下「校長」という。）が、上記の目的を達成するために作成する実施計画について、必要かつ適当と認められるものについて支援する。

（事業の実施期間）

第3条 事業の実施期間は、各年度の1年間とする。

（事業に要する経費）

第4条 交野市教育委員会は、予算の範囲内で事業の実施に必要な経費を支援する。

（実施計画書等）

第5条 校長は、事業実施計画書等を作成し、その定める期日までに交野市教育委員会に提出するものとする。

（実施報告書等）

第6条 校長は、事業が完了したときは、事業実施報告書等により交野市教育委員会に報告しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

交野市小中一貫学園構想事業実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、交野市小中一貫学園構想事業（以下「事業」という。）実施要綱に基づき、交野市教育委員会が、事業実施のモデル中学校区として指定した小・中学校及び事業実施が適当と認められた小・中学校（以下「学校」という。）の取組みを支援するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業の内容

交野市教育委員会は、学校が事業の目的を達成するために行う次の各号に掲げる取組みについて支援を行う。

- (1) 小中一貫教育の理解促進について
- (2) 校区の重点課題解決に向け、効果的に推進できる小中一貫した学校組織について
- (3) 各教科、領域での9年間一貫したカリキュラムの作成、実施について
- (4) 「新しい学び」の創造と小学校と中学校をつなぐ「新たな科」の創設について
- (5) 9年間の子どもを見通した学校行事等の計画、実施について
- (6) 9年間継続した指導による生徒指導上の諸問題の解決について
- (7) 中学校区の課題に応じた小中一貫の取組みについて
- (8) その他、交野市教育委員会が小中一貫教育推進に関し適当と認めた活動

3 事業における具体的支援の内容

交野市教育委員会は、事業における具体的支援を次の各号のとおり行う。

- (1) 事業のモデル中学校区に、教員免許を所有する非常勤嘱託員を2名配置
- (2) 事業のモデル中学校区に、研究開発に関する各種経費を措置
- (3) 事業のモデル中学校区に、連絡協議会を設置し研究体制を確立
- (4) 「新しい学び」を創造するため、交野市教育委員会が雇用する非常勤嘱託員のアドバイザーによる学校への指導と助言
- (5) 「新たな科」を創設するため、高い専門性の必要なプログラミング教育・小学校英語やキャリア教育、言語活用力向上等の補助員を学校へ派遣
- (6) その他、交野市教育委員会が小中一貫教育推進に関し必要と認めた支援

4 事業計画

事業を実施する学校の校長（以下「校長」という。）は、年度毎に次の書類を交野市教育委員会に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式1）
- (2) その他、交野市教育委員会が指定した書類

5 事業報告

校長は、年度毎に次の書類を交野市教育委員会に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（様式2）
- (2) その他、交野市教育委員会が指定した書類

6 経費

事業の経費については、交野市教育委員会が予算の範囲内で、実施に必要な経費を支出する。

7 その他

その他、事業について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

小中連携から一貫教育への研究・実践スケジュール案(予算措置が必要になるものもあり、あくまでも大まかな流れの案です)
 ※教育内容の小中一貫スケジュール

目標
 管理職だけでなく、すべての教職員に小中一貫教育の意識を高める

モデル校区でカリキュラムづくり等の研究、全校で新たな科創設の準備

モデル校区での研究を踏まえ他の3中学校区で研究、全校で新たな科の試行

児童生徒の発達に即した小中一貫教育の研究、全校で新たな科の本格実施

全中学校区で小中一貫教育

2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32
4 5 6 7 8 9 10 11 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 6 7 8 9 10 ~ 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
モデル校区決定通知 29年度アクションプランに小中一貫教育かたのスタンダード小中公開授業 京都市立御池中学校区への教員研修 中学校区共通目標の作成開始 校長・教頭合同研修	モデル校区での研究開始 ユニオン・アドバイザーと補助員活用開始 校長・教頭合同会でモデル校区取組発表 道徳小中学校公開授業 モデル校区次年度計画策定 モデル校区でのカリキュラム研究結果発表 モデル校区内だけでの小中一貫研究授業	新たな科を試行、不定期な授業でも可 モデル校区での実践、他校区での研究 校長・教頭合同会で各校区交流 四校区次年度計画策定 モデル校区での小中一貫公開授業 小中一貫カリキュラムの検討研修 新たな科での小中公開授業	新たな科を教育課程に位置づける 全中学校区での小中一貫カリキュラム試行 校長・教頭合同会で各校区交流 小中一貫公開授業 三ヶ月で四校区を順次 四校区小中一貫カリキュラム策定	全中学校区で小中一貫教育 英語公開授業 小1～中3

小中学校英語CAN-DOリスト作成
 道徳の教科化に向けた小中の研究
 御池中学校区への教員研修により、教職員の小中一貫への意識を高める
 中学校区共通目標の作成により、教職員・保護者ともに中学校区としての意識を高める

小中学校英語CAN-DOリスト本格活用
 三中学校区で道徳の小中研究授業
 交野市小中一貫学園構想支援事業で、モデル校区の取組みと小中学校の新たな科創設支援

合同会で小中一貫実践発表
 モデル校区外の小中学校による公開授業(新たな科)
 第2期学校教育ビジョン策定(小中一貫教育を柱に)
 小中一貫カリキュラム検討委員会の設置し、他校区での一貫教育の研究と支援

各中学校区の実態にあった小中一貫研究
 第2期学校教育ビジョンスタート
 31年度末で、小中一貫教育支援員の雇用終了

新学習指導要領 全面实施
 第2期「交野市教育大綱」スタート

例

〇〇中学校区プラン2017 ~わがまちの誇れる学校づくり~

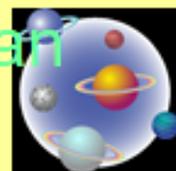


平成28年1月作成

〇〇中学校区子ども育てる会
交野市立〇〇小学校
交野市立△△小学校
交野市立☆☆小学校
交野市立〇〇中学校



2017 Galaxy Plan



交野市立〇〇小学校児童会
交野市立△△小学校児童会
交野市立☆☆小学校児童会
交野市立〇〇中学校生徒会



2017 Milky Way Plan



1. 相手を思いやるこころを持つ子どもを育てる

生活習慣

- ・家庭での会話を増やし、一人ひとりがどれだけ大切に存在が扱えましょう。
- ・「おはよう」「いってらっしゃい」「おかえり」などの挨拶を大人から漏らしてしまひよう。

2. 学習に意欲的に取り組む子どもを育てる

家庭学習

- ・学校や地域の出来事と一緒に話し合い、子どもが家庭でがんばれる環境をつくりまひよう。
- ・早起早起やバランスのとれた食事など、基本的な生活習慣を確立しまひよう。

3. 「いのち」を大切にす子どもを育てる

人間教育

- ・「いのち」について話をする機会を家庭で多く持たまひよう。
- ・多様な価値観を持つ人がいることを、社会の出来事も踏まえて話し合ひよう。

4. 家族や社会の一員という意識を持つ子どもを育てる

人間関係

- ・家庭での役割を与え、子どもが自律できる環境をつくりまひよう。
- ・ボランティア活動や四ついている人を助ける意義性などを日ごろから家庭で話しまひよう。

5. 地域とのつながりを大切にす子どもを育てる

地域参加

- ・大人が積極的に、地域や学校・PTA活動に参加するようにしまひよう。
- ・わが子も、地域の大人の関わりによって育まれていることを意識しまひよう。

交野市立〇〇小学校PTA
 交野市立△△小学校PTA
 交野市立☆☆小学校PTA
 交野市立〇〇中学校PTA



2017 Cosmos Plan

